



# 情報収集衛星の加工処理画像の公開について

平成27年9月28日

内閣衛星情報センター



## 1 公開の経緯等

今月10日に茨城県常総市において広範囲の浸水被害が発生し、内閣衛星情報センターでは、被災地域の撮像を行い、有意な情報が得られたため、関係省庁や自治体に情報提供を行うとともに、被災状況推定地図と情報収集衛星の画像を加工処理した画像について、11日午後8時頃に記者ブリーフィングとウェブサイト掲載を実施して公表したところ。

政府において、大規模災害等が発生した場合に情報収集衛星の画像を公開することについての考え方(別添①参照)をまとめ、今月9日にこれを公表したところであるが、今回の加工処理画像の公表(別添②、③参照)はこれにのっとったもの。

## 2 今後の課題等

今回公開した画像については、広域を俯瞰した撮像ができる衛星の特性を活かし、広域の被害状況の把握に役立つものを作成・公表することができたと思料。

加工処理画像の公開を政府として決定した直後の初めてのケースであり、今後、公開に関する作業について一層の習熟が必要。

また、公開のタイミング、画像の鮮明度、画像の利便性等について、関係省庁の意見も聴取しながら、技術的な課題等を検討する方針。

別添

## 公開の考え方

### ○ 公開されるもの

情報収集衛星による画像情報に画素結合加工を施した画像及び当該加工後の画像に関する説明を記した文書

### ○ 公開の対象となる事態

国内において、以下の事象により大規模な被害が発生し、政府の緊急参集チームに参集指示があった場合又はこれに準じる事態

- ・ 暴風、竜巻、豪雨、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象
- ・ 大規模な火事若しくは爆発又は重大な事故 等

### ○ 公開の要件

画像情報の判読、分析により、以下の観点から公開することが必要であると認められる有意な情報が得られた時

- (1) 被災等の状況の早期把握に資するものであること。
- (2) 被災者等の迅速な救助及び避難に資するものであること。
- (3) 被害の拡大防止に資するものであること。
- (4) その他公益に資するものであること。